特定事業所集中減算に係る「正当な理由」について

１　居宅介護支援事業者の通常の実施地域に訪問介護サービス等（福祉用具貸与事業所は除く）が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合（居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域の一部が特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域である場合、その地域の事業所数は除く。）

２　特別地域居宅介護支援加算を受けられる地域の指定居宅介護支援事業者である場合

３　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど、事業所が小規模である場合

４　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

５　新規に指定を受け開設した指定居宅介護支援事業所である場合

６　利用者の事業所を選定する過程が公正中立で適正であると認められるとともに、集中する要因として次の２つの要件をいずれも客観的に証明できる場合

　①紹介率が高い事業所が、優れた人材の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に資する研修等を実施していること、並びにサービスの提供において利用者の身体等の状況把握が的確になされている等の優れた運営体制を確立していることが認められること。

　②利用者のニーズや地域的要因（利用者の居住地域やその周辺地域の他事業所の所在状況等）により集中していること。

７　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

　（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

８　サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業者に集中していると認められる場合（ただし、利用者の主治の医師等が発行するサービス提供指示の文書、又はサービス提供指示に関する医師の指示を記録した文書を事業所にて必ず保管すること）

９　その他正当な理由と日高村長が認めた場合